第十一条の三第十三項第四号中「株式会社」を「法第二十九条の二第七項の株式会社」に、「分割承継法人株式等」を「合併法人株式等」に、「所得税法施行令第百十三条第二項に規定する分割法人及び同条第一項に規定する分割承継法人若しくは分割承継親法人又は同令第百十三条の二第三項に規定する現物分配法人及び同条第一項に規定する完全子法人」を「第七項第一号に規定する被合併法人等及び合併法人等」に改め、同項第五号中「口座又は管理等信託」を「口座若しくは管理等信託又は法第二十九条の二第一項第六号ロの管理」に、「又は管理等信託の期間」を「若しくは管理等信託又は当該管理の期間」に改め、同項第七号中「受入れ」の下に「若しくは取得」を加え、同項第八号中「受け入れた」を「特定新株予約権の行使により交付をされた」に、「権利行使価額」を「法第二十九条の二第一項第二号及び第三号の権利行使価額並びに当該特定株式に係る特定新株予約権の付与決議のあつた年月日及び当該特定株式に係る株式会社の設立の年月日（当該株式会社が上場会社又は店頭売買登録会社に該当するものである場合には当該権利行使価額、付与決議のあつた年月日及び設立の年月日並びに第一項第二号ロに規定する上場された日又は同号ハに規定する登録された日とし、当該株式会社が同号イに掲げる会社に該当するものである場合にはその旨並びに当該権利行使価額、付与決議のあつた年月日及び設立の年月日とする。）」に改め、同項第九号中「第二十九条の二第一項第六号」を「第二十九条の二第一項第六号イ又はロ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「第十九条の三第二十五項」を「第十九条の三第二十七項」に改め、同項第五号中「並びに」の下に「法第二十九条の二第一項第三号の」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第十九条の三第二十五項」を「第十九条の三第二十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第八項」を「第十一項」に、「第十九条の三第二十四項」を「第十九条の三第二十六項」に、「第十九条の三第二十二項」を「第十九条の三第二十四項」に、「第十一条の三第七項」を「第十一条の三第九項」を「第十一条の三第十二項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第七項」を「第十項」に、「第十九条の三第二十四項」を「第十九条の三第二十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第十九条の三第二十二項」を「第十九条の三第二十四項」に、「第十一条の三第七項」を「第十一条の三第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第十九条の三第二十項各号」を「第十九条の三第二十二項各号」に改め、同項第一号中「（法第二十九条の二第四項に規定する承継特定株式をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第十九条の三第九項」を「第十九条の三第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第十九条の三第十一項」を「第十九条の三第十三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「その」を「同項第一号から第三号までに規定する」に、「同項第一号から第三号までの」を「同条第三項に規定する」に改め、「関係書類」の下に「（電磁的方法により提供された当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第二十九条の二第四項に規定する財務省令で定める法人は、同条第一項第六号ロに規定する管理に係る契約の移転を受けた次の各号に掲げる合併等（施行令第十九条の三第十一項に規定する合併、分割型分割、株式分配、株式交換又は株式移転をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める法人（内国法人に限る。）とする。

一　法第二十九条の二第一項第六号ロに規定する株式会社を被合併法人等（所得税法施行令第百十二条第一項に規定する被合併法人、同令第百十三条第二項に規定する分割法人、同令第百十三条の二第三項に規定する現物分配法人、法人税法第二条第十二号の六に規定する株式交換完全子法人又は同条第十二号の六の五に規定する株式移転完全子法人をいう。以下この項において同じ。）とする合併等　当該合併等に係る合併法人等（次に掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）

イ　所得税法施行令第百十二条第一項に規定する合併法人又は合併親法人

ロ　所得税法施行令第百十三条第一項に規定する分割承継法人又は分割承継親法人

ハ　所得税法施行令第百十三条の二第一項に規定する完全子法人

ニ　株式交換完全親法人（施行令第十九条の三第十一項に規定する株式交換完全親法人をいう。ニにおいて同じ。）又は株式交換完全親法人との間に同項に規定する政令で定める関係がある法人

ホ　施行令第十九条の三第十一項に規定する株式移転完全親法人

二　前号又は次号に定める合併法人等を被合併法人等とする合併等　当該合併等に係る合併法人等

三　前号に定める合併法人等を被合併法人等とする合併等　当該合併等に係る合併法人等

第十一条の三第三項第一号中「を提出」を「の法第二十九条の二第二項第三号に規定する提出を」に、「法第二十九条の二第一項」を「同条第一項」に、「第十二項」を「第十五項」に改め、同項第二号中「この項、第七項第五号及び第十二項」を「この条」に改め、同項第三号中「権利行使価額」の下に「（同項第二号及び第三号の権利行使価額をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項第一号中「次号」を「ハ及び次号」に、「第二十九条の二第一項第六号」を「第二十九条の二第一項第六号イ」に、「第十三項に」を「第十六項に」に、「同号」を「同号イ」に改め、同号イ中「この項」の下に「及び次項」を加え、「第十三項第十二号」を「第十六項第十二号」に、「次項、第十二項第一号及び第十三項第一号」を「第五項第一号、第十五項第一号及び第十六項第一号」に改め、同号ニ中「第十二項」を「第十五項」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「及び」を「並びに法第二十九条の二第一項第二号及び第三号の」に改め、「（法第二十九条の二第一項に規定する権利行使価額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　当該新株予約権に係る付与決議の日及び当該付与会社の設立の日（当該付与会社が上場会社又は店頭売買登録会社に該当するものである場合には当該付与決議の日及び設立の日並びに第一項第二号ロに規定する上場された日又は同号ハに規定する登録された日とし、当該付与会社が同号イに掲げる会社に該当するものである場合にはその旨並びに当該付与決議の日及び設立の日とする。）

第十一条の三第二項第二号中「第十三項第三号」を「第十六項」に改め、同号ハ中「次号、第七項及び第十三項第十一号」を「以下この条」に、「同条第一項第七号」を「法第二十九条の二第一項第七号」に、「この項及び第十三項第十一号」を「この項、次項及び第十六項第十一号」に改め、同項第三号中「及び第十三項第三号」を「、次項及び第十六項第三号」に改め、同号ハ中「この号」の下に「及び次項」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。